

第4回米原市定例教育委員会

日 時：平成21年4月23日
15時00分開会
場 所：米原市役所山東庁舎
3階 第2委員会室

(出席者) 教 育 委 員：稲村委員長 堀田委員長職務代理者 河居委員 小路委員
瀬戸川教育長

教育委員会事務局：中谷教育部長

教 育 総 務 課：馬淵課長 北村課長補佐

学 校 教 育 課：中川課長 ※宮田補佐

ま な び推進課：三田村課長

書 記：川 瀬

(※印については、関係議案のみ出席)

1. 委員長あいさつ
2. 事務局職員自己紹介
3. 事務局からの報告

教育総務課より概要説明

学校教育課より概要説明

まなび推進課より概要説明

委 員：3ページの教育総務課の事務分掌24番「学校、その他の教育機関および廃止ならびに整備計画に関すること。」についてと、9ページの学校教育課の事務分掌の下の方に「校園の在り方検討に関すること」とありますが、昨年あたりをみていますと在り方検討委員会については学校教育課が主として担当されておりましたが、施設管理的には教育総務課ということになるんだと理解しているが、そのあたりの割り振りはどうなっているのか？

5ページの学校教育課の報告についてですが、新年度に入る前に指定校を選定しておく必要があるのではないかと。政策的に、募集ではなく指導していくかたちでお願いしたい。管理職会議には、委員も出席した方がいいのではないかと思います。

事務局：統廃合についての、小・中学校の在り方検討委員会についてですが、所管としては学校教育課であります。施設面関連もあり教育総務課も入らせていただいております。東小と西小の統廃合については、至急対応しなければいけないところでありまして、学校設置条例等、例規上の部分および実際の施設関係の予算等に

については教育総務課の所管となります。

事務局：2点目にご指摘いただいた件につきましては、次年度より検討させていただきたいと思います。3点目の管理職会議への教育委員さんの出席につきましては、その方向で考えていきたいと思います。

委員：学校給食の配送については、業者が直接になさるのですか？

事務局：センターで調理するものについては、勿論1回の配送となります。ただし給食時間と車両の関係で、従来1回で配送していた部分の配送が2回に分かれる可能性もある。献立によっては、デザート等は業者の直送になります。

委員：受け入れる学校側に負担がかからないようにお願いしたい。

事務局：用務員部会でもスムーズにいくように検討していきます。

委員：シミュレーションを重ねる事によって良い方向へ向かうようにお願いしたいと思います。

委員：新しい給食センターは、近江・米原は別なんですよ？

事務局：将来的には2センターとなります。7月末に完成する東部給食センターは伊吹・山東地域、米原地域（醒井・息郷学区）の4校分（醒井幼稚園・醒井小学校・息郷小学校・河南中学校）、および近江地域のふたば幼稚園を対象とします。

委員：米原給食センターについては、残りの米原地域分のみということですか？管轄が少ないということになるのですか？

事務局：現在の配達エリアから醒井・息郷学区分が抜けますので、残る米原幼稚園・米原小学校・米原中学校のみとなります。近江自校方式については、来年度の7月までとなります。米原給食センターでの1学期分の給食終了後に改修をかけます。改修の間につきましては、山東給食センターを利用し800食の米原学区の調理を行い、改修後の来年4月からは米原学区（米原幼・米原小・米原中）の調理を行い、1学期は自校でお願いし終了後は近江自校方式の（坂田小・息長小・双葉中）を加えて、2学期からは6校分の調理を開始するということとなります。

事務局：最終的には、米原給食センターで米原・近江地域の2000食を作ることになります。

事務局：現行では、米原給食センターで坂田・息長学区まで受け入れておりますので、距離的には遠いのですが、今回近くなります。さらに、米原幼・米原小・米原中にとりましては、温かいうちに食べていただけたと思います。近江の坂田小・息長小・双葉中につきましても距離的に近い範囲ですので、スムーズにいくと思います。

委員：3ページの30番についてですが、現在休校扱いになっているのはどこか？

事務局：東草野小中学校の甲津原分校といぶき幼稚園北分園となります。北分園につきましては、米原市社会福祉協議会がデイサービス事業ということで利用されています。伊吹自治センターを中心に、まちづくり活性化についての検討もされています。

す。

委員：柏原幼稚園と山東幼稚園（東）の建物については現在どうなっているのか？

事務局：山東幼稚園（東）については、物入れとして利用しています。柏原幼稚園は既にあります。

事務局：教育財産から普通財産に扱いとなっておりまして、管理としましては財政課が行っていますが、処分等については検討中です。柏原小学校の行事等の駐車場に利用させていただいています。

4、 議題

議案第2号 米原市学校給食施設条例の一部を改正する条例について（教育総務課）

【事務局より概要説明】

委員：使用料についてですが、午前10時～午後3時まで一律1,000円なのか？減額等の扱いはあるのか？

事務局：調理実習・試食・会議という一連の流れもあるので、午前中で試食まで完結するというのは難しいかなということで、午前10時から午前3時まで一律1,000円とします。学校教育に関する事業・市主催共催は減免の予定です。

委員：電気・ガス代も込みの値段なんですね？

事務局：そうです。空調管理を使用される場合は上乘せとなります。

委員：東部給食センターは、調理台は5台あるということですか？

事務局：そうです。

委員：その5台全部を利用しても同じ金額ということですか？

事務局：そうです。

委員：プロジェクターとかの設置はあるのですか？

事務局：調理室の隣に研修室があり、そこに映像用のプロジェクターを備品として購入する予定をしております。広く市民に利用していただけるように、あまり細かい料金体系になると扱いにくいとなるので考慮したつもりです。

委員：1,000円は高いのではないんですか？

事務局：オール電化ですので全て込みの金額と考えていただきたい。他の施設と比べて差はありません。

事務局：共催や講演などといった名目での使用の場合において、教育委員会の許可があれば利用料は無料となりますので、是非ご利用ください。

委員：一番の問題は、使用後の後始末だと思います。どの程度考えておられるのか？次に使う時に気分が良いようにしてもらいたい。

事務局：詳細な使用制限については、規則等で定めていく考えであります。後で使われる方に迷惑をかけないように取り決めていきたいと思っています。

事務局：使用許可証の中に、そういう文言も入っているのではなかったかな？

委員：米原公民館の場合は、使用後のチェックがかなり厳しいです。当初の管理体制が必要なのではないかと思しますので、その点をよろしくお願ひしたい。

事務局：今回、専門家がおりますのでその辺りに関しては大丈夫と思います。

事務局：今回条例の第10条の中で、原状回復の義務という表題で明記させていただいておりますが、詳細な部分については今後検討していきます。

委員：調理研修室というのは、会議室なのか調理室なのか？

事務局：2階部分には調理と研修が出来るスペースが設けられています。一体的に利用してもらえるように設計しており、独立した部屋というわけではありません。

委員：調理外の研修としての利用は可能なのか？

事務局：視察や学校の見学という事での使用であれば大丈夫です。使用するにあたって狭い場合には、職員の食事用の部屋が研修室と同じデザインで設計しておりますので、つなげて利用することも可能となります。

事務局：1食250円で食べられますので、是非ご利用ください。試食を兼ねて会議等に利用していただければいいかと思ひます。中に入るだけの使用というのは認めているのか？

事務局：視察等となると、使用料は免除ということになるだろう。

事務局：金額については、詳細な部分を取り決めしないとイケない。

事務局：検討させていただきます。

議案承認

議案第23号 米原市少年センター運営審議会委員の委嘱および任命について

(まなび推進課)

【事務局より概要説明】

議案承認

議案第24号 後援名義使用承認について(学校教育課)

- ・(財)滋賀県教職員互助会・一般(財)滋賀県退職教職員互助会
公益事業「湖っ子 IN びわ湖 2009」

【事務局より概要説明】

後援承認

5、 その他

- ・米原市奨学資金貸与者について(教育総務課)

【事務局より概要説明】

委員：焦げ付きはないのか？

事務局：一人だけ滞っている方がいます。

委員：法的手段は取らないのか？

事務局：法的手段等の扱いについては収納対策課と協議しております。

委員：対策としては何もしていないのか？

事務局：家の方へ訪問して返済の話はしています。平成21年度で市債権（給食費等）については収納対策課の方で時効等の関係もあり整理されることになりました。

委員：給食費についても債権条例に入っているのか？いつから変わったのか？

事務局：まだ検討段階なのですが、会計管理の条例部分を整理していく方向で進んでいます。給食費、幼稚園の保育料等も入る予定です。時効の関係も整理して検討していきます。

委員：貸与条例の詳細をまた教えてください。

事務局：次回用意します。

委員：大学進学のための奨学資金という事なんですか？

事務局：高等学校、短期大学、大学とあります。高等学校が10,000円、短期大学は20,000円、大学及び大学院は30,000円という事になります。

委員：同和の部分がなくなったんですね？

事務局：そうです。これ1本です。

委員：周知方法としては、学校側から生徒に打診する形なのか？

事務局：市の広報に掲載しています。

委員：ZTVで募集をかけてはどうか？

事務局：殺到しても困りますので。

委員：審査としては面接があるのか？毎年このくらいの人数なのか？

事務局：面接はありません。去年は2名でした。

委員：年間8名ですね。

事務局：そうです。

- ・「児童生徒の健全育成に係る学校と警察の連携に関する申合せ」の実施について
(学校教育課)

【事務局より概要説明】

委員：59ページにあるように、全国的には遅れているように感じます。62ページ4の情報の提供についてですが、判断と保護者の理解についてですね。問題を起こしたからとすぐに警察に連絡という事になると、少しおかしくなってしまうように思う。趣旨の徹底をお願いしたい。

事務局：以前はもっと警察からの情報もこちらの情報もあったが、留意事項の1番目にある保護者の理解となると、本当に難しい問題で、個人情報の公開という部分もあり、許可なくしては事実上何も公表できない。個人情報にかかわる問題ですので、

学校側も最新の注意をはかってもらわないと保護者の部分が欠落するのではないか。守秘義務の問題で、学校や警察側としても、どこまでかというのをしっかりしておかないと大変な事になる。生徒の事はお互いに情報交換しておかないと、先生の目に届かない部分があるので、なかなか本当に指導の難しさを感じます。学校と警察の関係をどう理解を求めるのが問題ですね。

委員：子どもの非行に対しても、まずは家庭や学校に対しての指導が求められる。どうしても時には、第三者公的関係機関にも協力を委ねるのも必要だとは思いますが。市内のコンビニエンスストアやある店舗については、万引きに対応しているとのこと。大人の目があるということを示す必要がある。子どもは地域が育てていくことも必要だと思いますし、家庭でも学校でも大人が良い見本を示していく必要がある。

委員：いつからの運用なのか？

事務局：県としては5月1日からの運用に合わせてほしいとのこと。

5月7日の校長会議でも周知していきます。

事務局：補足としてですが、県の教育委員会の教育指導の施策として国の補助を受けて、SSCというスクールサポートチームという地域をブロック単位で指導していくものがある。主に中学校を中心としているが、学校で困った部分の対応として、中間の立場として稼働しているので、連携しながらやっていくべきだと思います。

・米原市青少年育成市民会議理事推薦について（まなび推進課）

【事務局より概要説明】

・滋賀県都市教育委員会連絡協議会総会について（5月18日）（教育総務課）

【事務局より概要説明】

次回定例教育委員会 5月13日（水）午後3時00分～

以上をもって第4回定例教育委員会を 17時00分に終了した。